

# 休眠預金等のお取扱いについて

お客様各位

平成30年1月1日  
一関信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下単に「法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

## <休眠預金等の定義>

### 1. 休眠預金等とは

法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

### 2. 最終異動日等とは

法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日をいいます。

### 3. 異動とは

当金庫における異動とは、次の事由をいいます。

#### (1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、法第2条第4項第1号に規定する事由

#### (2) 法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた次の事由

- ① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行含む。）、記帳（記帳する取引がない場合を除く。）もしくは繰越。
- ② 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
  - (a) キャッシュカードの再発行
  - (b) カードローン契約の終了

- (c) 解約予定日の設定・変更
  - (d) 方式変更（通帳式から証書式もしくは通帳式への変更または証書式から通帳式への変更）
  - (e) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限る。）
- ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等における当該商品に係る他の預金等については、(1)、①または②に掲げる事由の全部または一部が生じたこと。

なお、預金種類ごとの認可事由は次表のとおりです。

預金等の種類・(愛称)	認可を受けた事由
普通預金 決済用普通預金	①、②または③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は、(a)、(b)または(e)に掲げる事由のみ。
貯蓄預金 (アドバンテージ) (しんきん安心一番)	①または②に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は(a)に掲げる事由のみ。
納税準備預金	①に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。
通知預金	①または②に掲げる事由 ※①は繰越を除く。 ※②は(c)に掲げる事由のみ。
期日指定定期預金	①または②に掲げる事由 ※①は繰越を除く。 ※②は(d)に掲げる事由のみ。
自由金利型定期預金(M型)[単利型]、 [単利(利息分割受取)型]、[複利型] (スーパー定期S型) (スーパー定期M型)	同上
自由金利型定期預金、自由金利型定期預金[単利(利息分割受取)型] (大口定期)	①または②に掲げる事由 ※①は繰越を除く。 ※②は(d)に掲げる事由のみ。
変動金利定期預金[単利型]、[複利型]	同上

預金等の種類・(愛称)	認可を受けた事由
自動継続期日指定定期預金	①、②または③に掲げる事由 ※①は繰越を除く。 ※②は、(d)または(e)に掲げる事由のみ。
自動継続自由金利型定期預金 (M型) [単利型]、[単利(利息分割受取)型]、 [複利型] (スーパー定期S型) (スーパー定期M型) (しんきん「年金優遇定期預金」) (ガン保険付定期預金)	同上
自動継続自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金[利息分割受取型] (大口定期)	同上
自動継続変動金利定期預金 [単利型]、 [複利型]	同上
自動継続式懸賞金付定期預金 (黄金)	同上
積立定期預金	①に掲げる事由 ※①は繰越を除く。
積立式期日指定定期預金 (新型積立定期預金)	同上
自由金利型定期積金 (スーパー積金) (しんきん傷害保険付定期積金) (らくらく納税積金) (すこやか積金) (ドリーム積金)	①に掲げる事由 ※①は、記帳および繰越を除く。

以上